

第6回労働協約交渉 その1**賃金・諸手当・退職金及び育児・介護休職で交渉****年功給にふさわしい定昇額に見直すこと！
退職金は最低でも2,020万円の保障を求める****国労の主張****◆定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を次のように見直すこと。**

- ・1年から5年＝1,200円 ・6年＝1,000円 ・7年＝800円
- ・8年以降＝600円

会社の見解

A+0の場合は、1200円でインセンティブを持たせている。A+2でも十分な定昇額である。

国労の主張**◆「割増賃金」を次のように見直すこと。**

- ・超過勤務手当B単価はすべて 150/100
- ・夜勤手当C単価 50/100 ・祝日手当E単価 50/100

**会社の見解**

超勤割増・夜勤割増は法令を上回っている。単価引き上げが超勤減には繋がらない。祝日の風習は廃れてきており、引き上げる状況ではない。

国労の主張**◆退職金問題は新人事賃金制度発足交渉の積み残し。**

退職後の生活安定のためにも最低2,020万円とすべき。

会社の見解

「新人事・賃金制度」導入時に議論しており、その後に議論を行なうことが申し合わされたとの認識はない。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩